

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	54 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	29 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から43年3月まで

私がA市役所で国民年金の加入手続をした際、窓口の担当者から「保険料の未納分を納付しておくのと、あとで良いですよ」と勧められ、その加入時点からさかのぼって数年分の国民年金保険料の納付書を発行してもらい、妻から現金を受け取って保険料を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続をした際、その窓口の担当者から国民年金保険料の未納分を納付するよう勧められ、国民年金加入時点からさかのぼって数年分の納付書を発行してもらい、申立人の妻から現金を受け取って保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年10月ころに払い出されており、その時点では、申立期間のうち41年7月から43年3月までの期間の保険料はさかのぼって納付することができる期間であり、申立人が21か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

一方、申立期間のうち昭和38年10月から41年6月までの期間の国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号は43年10月ころに払い出されており、その時点では、時効によりさかのぼって納付することはできない上、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、A市役所の移動市役所の職員から一括納付することができるかと教えられたので、B銀行C支店（当時）の夫名義の口座から預金を引き出して3年分をまとめて市役所の窓口か金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市の移動市役所の職員から一括納付することができるかと教えられたので、B銀行C支店の申立人の夫名義の口座から預金を引き出して、市役所の窓口か金融機関で納付したと主張しているところ、申立期間当時、A市では移動市役所を配置して窓口業務を行っていたことが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

また、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間に引き続く昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を50年12月26日に一括納付していることが確認でき、その時点では、申立期間のうち48年10月から50年3月までの期間を過年度納付することは可能であり、18か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以降に未納期間は無く、申立期間前後の昭和47年2月から同年3月までの期間及び50年4月から61年3月までの期間を国民年金に任意加入して保険料を納付しており、納付意識が高かつ

たと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 47 年 4 月から 48 年 9 月までの期間については、申立期間に引き続く 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を一括納付した 50 年 12 月 26 日の時点では、時効により納付することができない期間である。

また、申立期間のうち昭和 47 年 4 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、国民年金加入手続についていつどのように行ったか覚えていないが、昭和36年4月か同年5月ごろ、自宅に集金人が来て、集金カードをもらい、初めて国民年金に加入したことを知り「将来自分も年金がもらえる」と嬉しく思い、集金人から言われた1か月100円の国民年金保険料を加入当初の36年4月から納付したはずである。

申立期間については集金人へ納付した覚えがあるので、保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に集金人が来て、集金カードをもらい、集金人から言われた1か月100円の国民年金保険料を加入当初の昭和36年4月から納付したはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号はその前後の被保険者の資格取得時期から、37年1月ころに払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間の保険料は納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間以降、1か月間の保険料未納があるのみで、残りは納付されており、納付意欲は高いと認められる上、申立人が12か月と短期間である申立期間の保険料を納められなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

国民年金に加入して以来、国民年金の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を妻が納付してきた。妻も申立期間の保険料が未納となっていたが、第三者委員会に申立てをし、納付したものと認めてもらった。一緒に納付してきた私の申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の集金人に夫婦二人分の保険料をその妻が納付したとしているところ、A市によると、申立期間当時の国民年金保険料は民間地区組織の担当者に保険料の集金や取りまとめに協力してもらっていたとしており、A市の国民年金被保険者名簿にも納付組織欄に「B」の記載があることから、申立人の申述に不自然さは見られない。

また、申立人の妻の申立期間における国民年金の納付記録については、埼玉地方第三者委員会において、平成21年7月27日付けであっせんの通知が出されており、納付済みに訂正されている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月に夫婦連番で払い出されていることから、申立期間の保険料の納付が可能となる上、申立人が、12か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年3月から62年6月まで

昭和58年3月ころ、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続をして、その後は夫と二人分の国民年金保険料を納付しているはずであり、申立期間について夫は納付済みとなっている。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月ころ、厚生年金保険から国民年金への切替手続をA市役所で行い、その後はその夫と二人分の国民年金保険料を納付しているはずであり、申立期間について夫は納付済みとなっているところ、申立人から提出された国民年金手帳の住所欄には、オンライン記録上未加入期間となっている申立期間内の59年11月30日及び同年12月4日にA市内において住所を変更した旨の記載があり、その上にA市の公印が押してあることが確認され、同市役所では申立人が国民年金の強制被保険者であることを把握し、国民年金保険料の納付書も発行されていたと推認できる。

また、同居していた申立人の夫の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人及びその夫の国民年金への加入日は、申立人は、昭和50年11月ころ、夫が同年10月ころと1か月の相違はあるものの、A市役所保管の国民年金被保険者名簿において申立人及びその夫の納付日の記録がある53年10月から55年3月までは夫婦同一日に納付していることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年12月及び3年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から63年3月まで
② 平成2年12月
③ 平成3年7月

申立期間①について、20歳（昭和62年*月）になったとき、母が、私の国民年金の加入手続をしてくれて、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間②の当時は私が月々国民年金保険料を納付しており、申立期間③は、転職の度に国民年金への切替手続を自分で行っていた。申立期間以外の未納期間は無いはずである。

申立期間①が未加入期間に、申立期間②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成元年5月ころに払い出されたものと推認され、申立人の年金手帳及びオンライン記録によると資格取得日は同年4月1日である。

申立期間②について、申立人は、当時国民年金保険料を月々納付していたとしているところ、申立期間直前の平成元年4月から2年11月までは納付済期間となっており、申立人が1か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間③について、申立人は、転職の度に国民年金への切替手続を自分で行っていたとしているところ、申立人から提出された年金手帳の

資格取得日欄には平成3年7月25日に国民年金の強制被保険者の資格を取得して同年8月12日に同資格を喪失した記載があることが確認できることから、申立期間直前の厚生年金保険被保険者資格喪失後の切替手続は適切に行われており、申立人が1か月と短期間である申立期間③の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 3 一方、申立期間①について、申立人は、20歳になったときその母が申立人の国民年金の加入手続をしてきて、その母が国民年金保険料を納付してくれたはずであるとしているが、その母は申立人の国民年金への加入手続時期や申立期間①に係る保険料の納付方法などの記憶が曖昧であるため保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成元年5月ころに払い出されたものと推認され、申立人の年金手帳及びオンライン記録によると資格取得日は同年4月1日であることから、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料をさかのぼって納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年12月及び3年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から62年3月までの期間、平成元年10月から2年6月までの期間、同年10月から3年3月までの期間及び同年6月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から平成元年7月まで
② 平成元年10月から2年6月まで
③ 平成2年10月から3年3月まで
④ 平成3年6月から4年3月まで

自宅が火災に遭った昭和57年3月前後の期間は、国民年金保険料を納付していなかったが、その火災に遭った2、3年後にA市役所から連絡があり、今から納めても受給資格期間が25年になり年金は受給できるからと言われ保険料を納付し始めた。保険料は、集金人が自宅に来てくれたので、毎月、夫婦の分を一緒に納めていた。夫が納付済みとなっている期間が、妻の私は未納となっているなど不自然な点もある。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和60年7月から62年3月までの期間について、申立人は、57年3月に自宅が火災に遭った2、3年後にA市役所から年金の受給資格期間に十分間に合うので、国民年金保険料を納付するように勧められ、集金人に夫婦の分の保険料を毎月納付していたと申し立てているところ、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は60年7月から62年3月までの期間は、保険料を納付していることから、申立人の60年7月から62年3月までの保険料が未納となっているのは不自然である。

また、21 か月と比較的短期間である昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間②、③及び④について、申立人は、集金人に夫婦の分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、当該期間前後の期間は保険料を納付しており、申立人の生活状況に変化は無く、それぞれ、9 か月、6 か月及び 10 か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。
- 3 一方、申立人は、申立期間①のうち、昭和 62 年 4 月から平成元年 7 月までの期間は、集金人に夫婦の分の保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の夫も未納となっている。
また、申立人が昭和 62 年 4 月から平成元年 7 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの期間、平成元年 10 月から 2 年 6 月までの期間、同年 10 月から 3 年 3 月までの期間及び同年 6 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年10月から2年6月までの期間、同年10月から3年3月までの期間及び同年6月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和62年4月から平成元年7月まで
② 平成元年10月から2年6月まで
③ 平成2年10月から3年3月まで
④ 平成3年6月から4年3月まで

自宅が火災に遭った昭和57年3月前後の期間は、国民年金保険料を納付していなかったが、その2、3年後にA市役所から連絡があり、今から納めても受給資格期間が25年になり年金は受給できるからと言われ保険料を納付し始めた。保険料は集金人が自宅に来てくれたので、毎月、夫婦の分を一緒に納めていた。私が納付済みとなっている期間が、妻が未納となっている等不自然な点もある。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④について、申立人は、集金人に夫婦の分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、当該期間前後の期間は保険料を納付しており、それぞれ、9か月、6か月及び10か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、集金人に夫婦の分の国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の妻も未納となっている。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年10月から2年6月までの期間、同年10月から3年3月までの期間及び同年6月から4年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月

申立期間①について、私は、昭和 55 年 10 月に結婚するまで国民年金に加入していなかったが、結婚を契機に、56 年 3 月ころ A 市役所で国民年金の加入手続を行った。その時に、未納分をさかのぼって納付できることを知り、36 万円から 38 万円くらいをまとめて市役所窓口で納付した。

申立期間②について、国民年金保険料は昭和 61 年 3 月までは、集金人に納付していたが、61 年 4 月からは、口座振替で付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた

申立期間①は国民年金保険料が、申立期間②は付加保険料を含む国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和 61 年 4 月から口座引き落としにより付加保険料を含む国民年金の保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、57 年 5 月ころに払い出されたと推認される上、申立期間②前後の期間は付加保険料を含め保険料を納付しており、1 か月と短期間である申立期間②の付加保険料を含む保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 56 年 3 月ころ、A 市役所で、結婚を契機に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を資格取得時までさかのぼって納付できることを知っていたので、市役所窓口で 36 万円から 38 万円の金額の保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述のように 57 年 5 月に払い出されたと推認でき、その時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、45年1月から同年11月までの期間及び46年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から46年9月まで

申立期間は母が私の国民年金保険料を納付していた時期であり、母が私の保険料を納付しなかったとは思えない。申立期間の保険料が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その母が家族の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出し時期はその前後の被保険者の資格取得時期から、昭和47年1月ころと推認され、その時点からすると申立期間のうち44年10月から46年9月までの期間は保険料をさかのぼって納付することが可能な期間であり、24か月間と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかったとする特別な事情も認められない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母は、自らの保険料はすべて納付しており、国民年金制度に対する理解と保険料の納付意識は高かったと考えられる。

2 一方、申立期間のうち昭和44年3月から同年9月までの期間は申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からすると時効により保険料は納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和44年10月から46年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、昭和44年10月から同年12月までの期間及び45年12月から46年8月までの期間については、厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

昭和43年4月ころ、夫と相談して国民年金に加入した。A地に住んでいたときにB区役所か社会保険事務所（当時）の職員が国民年金保険料の集金に来て、さかのぼって保険料を納めることを勧められたので、申立期間の保険料をまとめて納めた。集金の人が保険料額を計算し、手元にあったお金から請求額を手渡した。保険料額は定かではないが、何万円かだったと思う。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金によりさかのぼって納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年4月ころに払い出されており、払出時点では申立期間のうち41年1月から43年3月までの保険料を過年度納付することができた上、申立期間当時、C自治体D部職員による過年度保険料の集金が行われており、申立内容は当時の状況と符合する。

しかしながら、申立期間のうち昭和36年4月から40年12月までについて、さかのぼって国民年金保険料を納付するには特例納付によるほかないが、申立人は、45年3月まで在住していたB区で申立期間の保険料を納付したと主張しており、その時点では特例納付は実施されておらず、さかのぼって保険料を納付することができない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち36年4月から40年12月までの保険料は時効により納付することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年8月から55年3月まで

申立期間当時は専門学校の学生だったため、母が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたと聞いている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年9月ころに払い出されており、払出時点では申立期間の国民年金保険料を過年度納付することができたところ、A市では、過年度保険料の取扱いについて、加入手続時に未納期間が確認できればさかのぼって納付できることを案内し、市役所窓口で過年度納付書も交付していたとしている。

また、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしたとする申立人の母は、申立期間を含む国民年金加入期間についてすべて納付済みであり、納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立期間直後の昭和55年4月から同年9月までについて、特殊台帳により同期間の国民年金保険料が還付されていることが確認でき、昭和55年度の納付記録欄の納付月数が訂正されていないことから還付の時期は同年度中であると推認されるところ、還付の時点では申立期間に充当することができたにもかかわらず充当の記録が確認できないことから、申立期間の保険料は納付済みとして記録管理されていた可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から55年1月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、A社会保険事務所（当時）から平成21年5月29日に回答があり、5か月間の未納期間があることが分かった。妻が二人分の保険料を納付してきた。私の妻の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張し、その妻は、B市役所の国民年金の窓口にいるC職の方に国民年金保険料の納付手続等を行い、夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているところ、B市では、当時C職が国民年金の担当窓口^{びよう}に在籍したとする上、その妻の保険料は納付済みであることから、申立人の主張に信憑性が認められる。

また、申立人の特殊台帳では、昭和53年10月から同年12月までは申請免除期間となっているが、B市の国民年金被保険者名簿では、免除の記録が記載されておらず、行政機関側の記録管理に不手際がみられる。

さらに、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、申立期間も5か月間と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 10 月から 6 年 6 月まで
② 平成 6 年 10 月

年金事務所から、株式会社Aにおける平成 5 年 10 月から 6 年 6 月までの標準報酬月額が資格喪失後の同年 12 月 28 日に遡^{そきゅう}及して 20 万円に下げられていることを知らされた。

その後、株式会社Bに平成 6 年 7 月 1 日から勤務して同年 11 月 25 日に退職したが、同年 10 月分の保険料がそれまでより増額になった金額で控除されている。

給与明細書を保管しており、厚生年金保険料の控除額を証明できることから納得できないので、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、給与支給明細書から 26 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人の申立期間①の標準報酬月額を申立人が主張する 26 万円と記録していたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 6 年 7 月 16 日）より後の同年 12 月 28 日付けで、5 年 10 月 1 日に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額を 20 万円に引き下げている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理

を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円と訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、申立人は、給与支給明細書において控除保険料額がそれまでの保険料額より高額になっていることから、当該期間の標準報酬月額を控除保険料に相当する同月額に訂正してほしいと申し立てている。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改訂又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなっている。

したがって、申立人提出の給与明細書における申立期間の保険料控除額は 2 万 4,750 円であり、標準報酬月額 30 万円に基づく保険料額 2 万 1,750 円より高額となっているものの、給与支給額（30 万 3,718 円）に見合う標準報酬月額は 30 万円であり、当該期間におけるオンライン記録の標準報酬月額 30 万円と合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間②の控除保険料額が当該期間の標準報酬月額に相当する保険料額より高額となっていることについては、申立期間②内の平成 6 年 11 月 1 日に厚生年金保険料の料率改訂があり、保険料率はそれまでの 1,000 分の 145(標準報酬月額 30 万円に対する保険料額は、2 万 1,750 円)から 1,000 分の 165(同 2 万 4,750 円)に改訂されているところ、当該料率改訂後の保険料額と一致することから、事業主に照会するも具体的な供述を得られず確認することはできなかったものの、事業主は誤って控除したことが推認される。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和45年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月26日から同年11月4日まで

B株式会社関連の会社に昭和43年4月から継続勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の申立人の個人台帳の記録及び事業主の供述から判断すると、申立人がC株式会社及び同社の関連会社に昭和43年4月16日から継続して勤務し（45年10月26日に、C株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る被保険者原票における昭和45年11月の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立てに係るA株式会社の資格取得日を昭和45年10月26日に届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）及びD基金が共にこれを同年11月4日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会

保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和48年12月及び49年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、同年2月の保険料は納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月31日から49年3月1日まで

私は、A株式会社には倒産するまで在籍していた。ほかのA株式会社社員は辞めていった人が多かったが、私は最後まで残って残務整理をし、その後、B株式会社に入社したため、A株式会社時代の同僚より再就職が遅くなったことを覚えている。A株式会社が倒産したのは昭和49年2月*日であるのに、厚生年金保険の記録は前年の12月31日で終わっている。なぜ、そうなっているのか非常に疑問であり、正しい記録に1日も早く訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の離職日は昭和49年2月28日と記録されている上、同僚の一人は、「申立人は、自分と同様、A株式会社が倒産した日である49年2月*日まで勤務していた。」と供述している。

また、申立人と同様にA株式会社の本社に勤務し、同一職種（C職）であった同僚が所持する源泉徴収票によれば、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA株式会社に係る昭和48年11月の被保険者記録照会回答票から8万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和48年12月及び49年1月の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主照会での回答も無く、日本年金機構にも資料等が無いため不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年2月の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所照会での回答も無く、日本年金機構にも資料等が無いが、事業所の事業所別被保険者名簿によれば、A株式会社は49年2月28日に適用事業所ではなくなっており、その後は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無いところ、申立人及び同僚の供述から、同社において、同日まで少なくとも5人の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。したがって、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間のうち、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 4106 (事案 2349 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
有限会社Aに勤めていた時の、平成 7 年 4 月から同年 12 月までの給与支払明細書が見付かった。この給与支払明細書の厚生年金保険の控除額から算定される標準報酬月額と、国(厚生労働省)の記録が違っている。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、申立人及び同僚の給与明細書並びに申立人の源泉徴収票において確認又は推認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの期間は 15 万円、51 年 10 月から 52 年 9 月までの期間は 20 万円、同年 10 月から 54 年 3 月までの期間は 22 万円、同年 4 月から 55 年 3 月までの期間は 24 万円、同年 4 月から同年 9 月までの期間は 28 万円、同年 10 月から 56 年 3 月までの期間は 24 万円、同年 4 月から 57 年 3 月までの期間は 28 万円、同年 4 月から 58 年 3 月までの期間は 30 万円、同年 4 月から 60 年 3 月までの期間は 32 万円、同年 4 月から平成 6 年 10 月までの期間は 34 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 30 万円、7 年 1 月から同年 9 月までの期間は 32 万円、8 年 10 月から 10 年 3 月までの期間は 36 万円に訂正し、一方、昭和 50 年 10 月から 51 年 9 月までの期間、平成 7 年 10 月から 8 年 3 月までの期間及び同年 5 月については、給与明細書の提出が無く、事業所も全員資格を喪失し解散しており、資料が無いことから、申立人が主張する標準報酬月

額が控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく 22 年 1 月 19 日付け年金記録を訂正する必要があるとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに申立期間の給与支払明細書が見付かったとして、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与支払明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、36 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、今回訂正する期間において一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①（株式会社AのB工場）における資格取得日は、昭和23年8月1日、資格喪失日は24年6月1日であることが認められ、また、申立期間②（株式会社A本社）における資格取得日は31年12月2日、資格喪失日は32年10月1日であることが認められることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和23年8月及び同年9月は3,300円、同年10月から同年12月までは5,100円、24年1月から同年5月までは5,700円に、申立期間②の標準報酬月額については、31年12月から32年9月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年8月1日から24年6月1日まで
② 昭和31年12月2日から32年10月1日まで

私は、昭和23年8月に株式会社Aに入社し、45年4月に退職するまで継続して同社に勤務していた。その間、厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）から、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答があった。

厚生年金保険被保険者証及びC基金（当時）が発した一時金給付決定通知書を提出するので、第三者委員会で調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社AのB工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名及び生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和23年8月1日、資格喪失日は24年6月1日）が確認できる。

また、申立期間②について、株式会社A本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名及び生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和31年12月1日、資格喪失日は32年10月1日）が確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者臺帳索引票、雇用保険の記録及び申立人が所持するC基金が発した一時金給付決定通知書から、申立人は、昭和23年8月1日から45年4月16日まで株式会社Aに継続して勤務していたことが認められるところ、当該未統合の両記録（以下「当該記録」という。）における被保険者期間は申立人の申立期間と一致している上、当該記録に係る厚生年金保険記号番号は申立人の基礎年金番号と一致していることから、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が昭和23年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、24年6月1日に喪失した旨の届出を、申立期間②については、申立人が株式会社AのD工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と同日である31年12月2日に同資格を取得し、株式会社A本社において32年10月1日に喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている当該未統合記録から、昭和23年8月及び同年9月は3,300円、同年10月から同年12月までは5,100円、24年1月から同年5月までは5,700円に、申立期間②の標準報酬月額については、31年12月から32年9月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC株式会社（後に株式会社D）における資格取得日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年8月8日から同年9月1日まで
② 昭和37年9月1日から39年1月6日まで

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、昭和31年5月から43年4月までA株式会社に継続して勤務しており、申立期間は同社の100パーセント子会社であるC株式会社に出向していた期間である。

第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Bから提出のあった人事記録書及び同僚の供述から、申立人は、昭和31年5月15日から43年3月30日

まで継続してA株式会社（以下「E社」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、当該人事記録書から、申立人は、昭和 37 年 8 月 7 日から 41 年 4 月 1 日までC株式会社（以下「F社」という。）に臨時出向していることが確認できるところ、適用事業所名簿から、F社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、37 年 9 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人と同じくE社からF社に出向していた同僚3人は、「F社はE社の 100 パーセント子会社であり、十数名が申立期間当時に同社から出向した。」と供述しており、F社に係る閉鎖登記簿謄本及びE社に係る閉鎖事項全部証明書からは、F社が解散した当時（平成 8 年 9 月 * 日）の代表取締役は、E社において取締役を兼任していることが確認できることから、両社は、関連会社であったことが認められる。

さらに、申立人と同時期にE社から出向し、経理担当者であった同僚の一人は、「G市にF社を設立するため、昭和 36 年 12 月ころから、E社で総務を担当していた二人が出張という名目で、まず、職業安定所や労働基準監督署での手続を始めた。その後数名ずつ工場内設備等の準備のためE社から出張し、旅館で宿泊しながら準備を進めた。37 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当するまでは、出向者全員がE社から給与が支給されていた。」と供述している上、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に同社からF社に出向した複数の同僚は、いずれも同年 9 月 1 日にE社で被保険者資格を喪失し、同日にF社で同資格を取得していることが確認できることを踏まえると、申立人についても当該同僚と同様の取扱いがなされたものと認めるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のE社に係る昭和 37 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び人事記録書から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、当該人事記録書から、F社に継続して勤務していることが確認できるところ、株式会社Bは、従業員を関連会社に出向させる場合には、社会保険の加入については、関連会社に移管することとしていると回答している。

また、申立人と同じくE社からF社に出向していた同僚7人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票から、7人全員が昭和37年9月1日にE社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、F社において同日に同資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の同僚は、「F社の設立に伴い、E社から申立人のほか十数名が出向した。その全員について、昭和37年9月1日から社会保険等の加入手続を行ったはずであり、申立人のみ厚生年金保険被保険者記録が欠落しているのは不自然である。給料についても、全員について、F社から支給されており、社会保険料の控除及び納付もしていたことから、申立人のみほかの出向者とは別な取扱いであったことは考えられない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料をF社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のF社に係る昭和39年1月の社会保険事務所の記録及び人事記録書から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料は既に処分していることから不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所（当時）へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 10 月 26 日まで
社会保険庁（当時）の記録にある平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 10 月 26 日までの標準報酬月額が給与の額に見合っていない。7 年 2 月分の給与明細しかないが、当時の給与は月額約 65 万円だった。当該期間の標準報酬月額を給与の額に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成 7 年 2 月に係る給与支給明細書において 59 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、株式会社 A の事業主関係者から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、事業主が申立期間に係る標準報酬月額を 59 万円として届け出ていることが確認できる。

一方、オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する 59 万円（当該期間における厚生年金保険の最高標準報酬月額）と記録していたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 8 年 10 月 26 日の後の同年 11 月 18 日に、同年 10 月及び 7 年 10 月の定時決定の記録を取り消した上、6 年 11 月までさかのぼって 30 万円に引き下げているのが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、申立人は、当該事業所の取締役であったことが商業登記簿で確認できるものの、事業主関係者が「申立人には B 業務の責任者として働いてもらっていた。経営や社会保険事務などへの関与はなかった。」と述べているとともに、複数の同僚も申立人の業務について「B 業務の担当者であ

った。」と述べていることから、申立人は、当該標準報酬月額が減額訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成6年6月1日に訂正し、申立期間における標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月31日から同年6月1日まで
株式会社Aに平成6年5月31日まで勤務（5年以降は株式会社Bに派遣されていた）していたので、資格喪失日は6年6月1日になるはずだが、社会保険庁（当時）の記録によれば、厚生年金保険の資格喪失日が同年1月31日になっている。

保管している申立期間に係る給与明細及び源泉徴収票では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた申立期間に係る給与明細、平成6年分給与所得の源泉徴収票、C組合からの回答及び雇用保険の記録により、申立人が6年5月31日まで株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細における保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、社会保険事務所（当時）の記録における資格喪失日が厚生年金基金の記録における資格喪失日と同日となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録した

とは考え難いことから、事業主が平成6年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aにおける資格喪失日は、昭和56年11月6日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から同年11月6日まで

社会保険庁（当時）の記録では、有限会社Aでの資格喪失日が昭和56年3月31日となっている。実際は同年11月5日に退社している。保険料控除の確認できる給与明細書を提出するので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和56年3月31日から同年11月5日までの期間、有限会社Aに勤務していたことが認められる。

また、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年9月13日より後の57年1月7日に、申立人を含む16人について、さかのぼって厚生年金保険被保険者資格喪失日を56年3月31日とする処理が行われていることが確認できる。

一方、有限会社Aの商業登記簿から、申立期間当時、同社が法人事業所であることが確認でき、オンライン記録、当時の同僚の供述等により常時5人以上の従業員が在籍していたと判断されることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、有限会社Aが適用事業所でなくなった処理及び申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なもの

とは認められず、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和56年11月6日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間③について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、9万8,000円であったと認められることから、申立期間③の標準報酬月額に係る記録を、9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月1日から6年3月31日まで
② 平成6年3月31日から同年4月1日まで
③ 平成6年4月1日から同年8月31日まで
④ 平成6年8月31日から8年3月16日まで

昭和63年5月1日から平成8年3月15日まで株式会社Aのグループ会社に継続して勤務し、約80万円の月給を得ていたが、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①のB株式会社、申立期間③の株式会社C及び申立期間④の株式会社Dの標準報酬月額が低すぎるということが分かった。また、B株式会社では申立期間②の厚生年金保険の記録が無い。申立期間①、③及び④の標準報酬月額を本来の金額に訂正の上、申立期間②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、オンライン記録から、申立人の株式会社Cにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年7月までの期間は9万8,000円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年4月30日の後の8年1月5日付けで、6年4月までさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。また、申立人と同様に、同僚35人の標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理

を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た9万8,000円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間③の標準報酬月額が実際の給与額（約80万円）に基づく標準報酬月額より低額である旨申し立てている。

しかし、その主張する給与額又は給与からの厚生年金保険料の控除額を示す資料等はなく、当時の事業主は、「既に会社が解散しており人事関係資料が残されていない。意図的に低い報酬月額を届け出るような取扱いをしたかは不明。」と供述しているところ、申立期間③に同僚であった二人については、総支給額の多寡にかかわらず9万8,000円の標準報酬月額に見合う保険料控除がなされていたことが当該同僚の提出した給与明細書等により確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

- 2 申立期間①について、オンライン記録では、申立人のB株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、20万円と記録されているが、申立人は、当該事業所における各月の給与額が約80万円であったとして、当該期間の標準報酬月額が実際の給与額に基づく標準報酬月額より低額である旨申し立てている。

しかし、その主張する給与額又は給与からの厚生年金保険料の控除額を示す給与明細書等はないほか、同僚からも資料及び保険料控除に係る明確な供述が得られず、当時の事業主からも回答は無かった。

また、オンライン記録では、標準報酬月額等の記載欄について訂正等の不自然な記録はない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②について、申立人は、平成6年3月31日まで、引き続き

B株式会社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立期間②は同社に勤務していることが認められる。

しかし、オンライン記録によれば、平成6年3月31日に申立人を含む厚生年金保険被保険者9人が被保険者資格を喪失していることが確認でき、資格喪失等の記載欄について訂正等の不自然さは認められない。

また、当時の事業主から回答は無い上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる給与明細書等はない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間④について、オンライン記録では、申立人の株式会社Dにおける厚生年金保険の標準報酬月額が、9万8,000円と記録されているが、申立人は、当該事業所における各月の給与額が約80万円であったとして、当該期間の標準報酬月額が実際の給与額に基づく標準報酬月額より低額である旨申し立てている。

しかし、その主張する給与額又は給与からの厚生年金保険料の控除額を示す給与明細書等はない上、当時の事業主から回答は無く、申立期間④に同僚であった二人については、総支給額の多寡にかかわらず9万8,000円の標準報酬月額に見合う保険料控除がなされていたことが当該同僚の提出した給与明細書等により確認できる。

また、オンライン記録では、標準報酬月額等の記載欄について訂正等の不自然な記録はない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、平成2年2月から3年6月までは41万円、同年7月から同年9月までは50万円、同年10月及び同年11月は53万円であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を訂正することが必要である。

申立期間③について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、平成4年7月から5年12月までは24万円であったと認められることから、申立期間③の標準報酬月額を訂正することが必要である。

申立期間⑤について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、平成6年3月から同年7月までは9万8,000円であったと認められることから、申立期間⑤の標準報酬月額を訂正することが必要である。

申立期間⑥について、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成7年11月1日であると認められることから、申立期間⑥に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年8月から7年10月までの標準報酬月額については9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月1日から3年12月16日まで
② 平成3年12月16日から4年7月16日まで
③ 平成4年7月16日から6年1月31日まで
④ 平成6年1月31日から同年3月1日まで
⑤ 平成6年3月1日から同年8月31日まで
⑥ 平成6年8月31日から7年11月1日まで

昭和56年2月1日から平成13年2月26日まで株式会社Aのグループ会社に継続して勤務し、約50万円の月給を得ていたが、株式会社Bでの申立期間①の標準報酬月額が低すぎ、申立期間②の年金記録が無い。また、C株式会社での申立期間③の標準報酬月額が低すぎ、申立

期間④の年金記録が無い。さらに、株式会社Dでの申立期間⑤の標準報酬月額が低すぎ、申立期間⑥の年金記録が無い。申立期間の標準報酬月額を本来の金額に訂正の上、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録から、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年2月から3年6月までの期間は41万円、同年7月から同年9月までの期間は50万円、同年10月及び同年11月は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年1月16日の後の同年2月28日付けで、2年2月までさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。また、申立人と同様に、8人の同社の従業員の標準報酬月額が、同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年2月から3年6月までの期間は41万円、同年7月から同年9月までの期間は50万円、同年10月及び同年11月は53万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間③について、オンライン記録から、申立人のC株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から5年12月までの期間は24万円と記録されていたところ、6年1月19日付けで、4年7月までさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。また、申立人と同様に、18人の同社の従業員の標準報酬月額が、同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の元事業主は、「平成4年から6年までにかけては資金繰りに苦慮しており、給与の支払は遅れ気味であった。」旨を供述しているところ、社会保険事務所は、当該事業所の保険料滞納に係る資料は保存期限経過のため既に無く、確認できないため不明である旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、平成6年1月19日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、C株式会社における各月の給与額が約 50 万円であったとしており、申立期間③の標準報酬月額が実際の給与額に基づく標準報酬月額より低額である旨申し立てている。

しかし、その主張する給与額又は給与からの厚生年金保険料の控除額を示す給与明細書等はないほか、同僚からも資料及び保険料控除に係る明確な供述が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間⑤について、オンライン記録から、申立人の株式会社Dにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年3月から7年9月までの期間は9万8,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月30日の後の8年1月5日付けで、6年3月までさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。また、申立人と同様に、36人の同社の従業員の標準報酬月額が、同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た9万8,000円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、株式会社Dにおける各月の給与額が約 50 万円であったとしており、申立期間⑤の標準報酬月額が実際の給与額に基づく標準報酬月額より低額である旨申し立てている。

しかし、その主張する給与額又は給与からの厚生年金保険料の控除額を示す給与明細書等はないほか、同僚からも資料及び保険料控除に係る明確な供述が得られず、当時の事業主からも不明との回答があった。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑤について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間⑥について、申立人は、平成6年8月31日から7年10月31日まで、引き続き株式会社Dに勤務していたと申し立てているとこ

ろ、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立期間⑥は同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、株式会社Dが厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月30日の後の8年1月5日付けで、さかのぼって6年10月1日及び7年10月1日の標準報酬月額の時決定が取り消され、申立人の同社における資格喪失日は6年8月31日と記録されているとともに、8年1月5日付けで6年3月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額が9万8,000円から8万円に減額訂正されている。

さらに、申立期間⑥当時の株式会社Dの元事業主は、「当時、業績不振で資金繰りが非常に厳しく、社会保険事務所の滞納保険料の督促に対して、従業員の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正した。」と供述している。

加えて、申立人と同様に株式会社Dを平成6年8月31日に資格喪失し、7年11月1日に株式会社Eで資格を取得している同僚は、当該期間の保険料控除を示す給与明細書を所持していたこと等から、千葉地方第三者委員会であっせんされている。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失及び申立期間⑥の標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由はなく、当該処理について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、申立人と同様に異動した上記同僚の供述及び当該同僚の次の事業所での被保険者資格取得日から、平成7年11月1日に訂正することが必要であると認められる。

なお、平成6年8月から7年10月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、9万8,000円に訂正することが妥当である。

- 5 申立期間②について、申立人は、平成3年12月16日から4年7月15日まで、引き続き株式会社Bに勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立期間②は同社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によれば、平成3年12月16日に申立人を含む厚生年金保険被保険者70人が被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同僚からも資料及び保険料控除に係る明確な供述を得られず、申立人の被保険者資格喪失届は4年1月18日に処理されており、不自然さは認められない。

また、当時の事業主からは回答を得られなかった上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる給与明細

書等はない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 6 申立期間④について、申立人は、平成6年1月31日から同年2月28日まで、引き続きC株式会社に勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立期間④は同社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によれば、平成6年1月31日に申立人を含む厚生年金保険被保険者18人が被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同僚からも資料及び保険料控除に係る明確な供述を得られず、申立人の被保険者資格喪失届は同年3月7日に処理されており、不自然さは認められない。

また、当時の事業主からは回答を得られなかった上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる給与明細書等はない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 63 年 2 月 1 日から平成 2 年 1 月 1 日までの期間及び 2 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間に係る標準報酬月額記録については、22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 1 日から平成 2 年 9 月 30 日まで
株式会社 A (平成 3 年 9 月から B 株式会社に変更) に勤務していた期間のうち、昭和 63 年 2 月 1 日から平成 2 年 9 月 30 日までの期間について、標準報酬月額が 22 万円のはずが 13 万 4,000 円と実際の給料に比べ低い額で記録されている。上記期間について、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、申立期間の給与明細書等を保管しておらず保険料控除の事実確認ができないものの、申立人と同じく昭和 63 年 2 月 1 日付け（処理日は同年 8 月 11 日。）の随時改定（以下「当該随時改定」という。）により、標準報酬月額が 41 万円から 18 万円に減額されている同僚から提出された給与明細書等の保険料控除額は、申立期間のうち、63 年 2 月から同年 11 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 12 月までの期間において当該随時改定の標準報酬月額（18 万円）に相当する保険料よりも高額な保険料が控除されていることが確認できる。

また、平成2年7月から同年9月までの保険料控除額は、同年10月（処理日は同年10月12日。）の随時改定における標準報酬月額（32万円）に相当する保険料額が控除されていることが確認できるところ、当該同年同月の随時改定は、申立人を含む申立期間内に被保険者記録がある5人全員が改定され、5人共に標準報酬月額が増額改定となっていることから、2年7月から同年9月までの期間において、申立人及び上記同僚を含む5人全員が同年10月以降の標準報酬月額に基づく保険料額が控除されていたと推認できる。

さらに、昭和63年12月については、上記同僚は給与明細書を保管していないが、その前後の給与明細書及び源泉徴収票から確認できる厚生年金保険料の控除額から、該当月についてもオンライン記録に記載されている標準報酬月額に相当する厚生年金保険料以上の保険料が給与から控除されていたことが推認できる。

以上の上記同僚における厚生年金保険料の控除の状況から、申立人の昭和63年2月から平成元年12月までの期間及び2年7月から同年9月まで期間において控除されていた厚生年金保険料額は、当該随時改定前の標準報酬月額（22万円）に見合う保険料額であったと推認される。

したがって、申立期間のうち、昭和63年2月から平成元年12月までの期間及び2年7月から同年9月までの期間における標準報酬月額については、当該保険料控除額から22万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したが回答が得られないことから不明であるが、同僚の厚生年金保険の記録から推認した保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、昭和63年2月から平成元年12月までの期間及び2年7月から同年9月までの期間について一致していないことから、事業主は、申立人が事業主により控除されていたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年1月1日から同年7月1日までの期間については、同僚の給与明細書における保険料控除額から算定した標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が一致しており、ほかに当該期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 35 年 2 月 9 日）及び資格取得日（同年 9 月 25 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 20 日から同年 9 月 25 日まで

B 県の高校を卒業し、地元の C 店に就職したが、昭和 34 年ころに倒産してしまい、親戚の経営する D 区にある A 社に住み込みで就職した。35 年 1 月 10 日から退職した 37 年 5 月末まで、継続して勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、同事業所での厚生年金保険の被保険者期間としての記録が 35 年 2 月 20 日から同年 9 月 24 日までの期間が無いことが分かった。間違いなく継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、A社において昭和 35 年 1 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 2 月 9 日に資格を喪失後、同年 9 月 25 日に同社において再度資格を取得しており、同年 2 月から同年 8 月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と同職種で申立人と同時期に A 社の事業主の自宅に住み込みで勤務していた複数の同僚は、「申立人が休職や一時退社したことはないし、業務内容及び勤務形態の変更もなく継続して勤務していた。」と供述しており、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことがうかがえる上、供述している複数の同僚は、いずれも申立期間に厚生年金保

険の被保険者記録が継続している。

また、申立人及び複数の同僚は、申立期間に従業員が 13 人前後であったと供述しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者数を確認すると、申立人を含め 11 人であり、個人事業主である事業主とその家族である妻を加えると、供述どおりであることから、従業員全員が厚生年金保険に加入していたことが推認できる。

さらに、申立人と同じく申立期間に勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の記録が欠落している同僚は一人いるが、複数の同僚は、当該同僚について「事業主の妻の兄であり、ほとんどの従業員は住み込みだったが、その同僚は“通い”で勤務していた。同族経営である事業所の経営者の一人だったように思う。」と供述している上、当該同僚は、昭和 41 年 7 月 1 日に再度厚生年金保険の資格を取得しているが、その時期は A 社が個人事業所から有限会社 E として法人登記された同年同月 * 日と同時期であり、同じく事業主とその妻が資格を取得した同年同月 7 日とほぼ一致しており、同事業所で同年同月に厚生年金保険に加入したものはほかにいないことから、当該同僚は経営者の一人であったと推認される。

加えて、申立人は、「A 社に就職が決まり、F 地に赴いた際に、その同僚が会社を代表して G 駅まで迎えに来てくれた。」と供述していることから、一般従業員とは違う立場であったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間前後の記録及び同僚における申立期間前後の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立期間に係る保険料を納付する義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 2 月から同年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年8月1日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成8年4月1日から同年8月1日に資格を喪失するまでの期間について、標準報酬月額が56万円のはずが32万円と実際の給料に比べ低い額で記録されている。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、平成7年6月から8年7月までの期間において当初56万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した同年8月1日後の同年9月17日付けで、同年4月1日にさかのぼって32万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、同記録において、同じく申立人が資格を喪失した後の平成8年9月17日付けの処理において、同年8月26日に一度記録された申立人の資格喪失日である同年8月1日に取り消されていることが確認できること、同年9月17日付けの処理において、再度申立人の資格喪失日を同年8月1日としてオンラインに登録した事実が確認できる。

さらに、複数の同僚から、当該事業所は当時経営不振で、数か月の給料の遅配があった旨の供述が得られた上、同僚の一人は「社会保険事務所（当時）と保険料の未払でトラブルがあったと聞いた。」と供述しており、保険料の滞納があったことがうかがえる。

加えて、申立人の標準報酬月額が、資格喪失後にさかのぼって減額訂正された事実について、複数の同僚は、「社長に次ぐ実力者で、社長の片腕

だった。当時は実質的な営業のトップであり、給料が下がるような職種変更や事情はなかった。」と供述しており、申立期間当時、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（32 万円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

これらを総合的に判断すると、平成8年9月17日付けで行われた遡及^{そきゅう}訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及^{そきゅう}訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た56万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間①のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店D営業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月10日に、申立期間②の同社E支店における資格取得日に係る記録を43年1月1日にそれぞれ訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を2万2,000円、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、事業主が申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月1日から同年10月10日まで
② 昭和43年1月1日から同年5月1日まで

被保険者記録回答票によると、申立期間は国民年金の未納期間となっているが、昭和40年4月1日にA株式会社に入社以来、平成11年3月1日に退職するまで一貫して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社本社から提出された申立人に係る経歴書、申立人が保管する工事経歴書、雇用保険の加入記録及び同社が加入しているF組合の加入記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和40年10月10日に同社C支店から同社G支店に異動、43年1月1日に同社C支店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店

D営業所及び同社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立期間①については2万2,000円、申立期間②については3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間①に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和40年8月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和52年5月1日から同年10月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録について、昭和52年5月及び同年6月を10万4,000円に、同年7月を11万円に、同年8月を10万4,000円に、同年9月を11万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立期間のうち昭和62年2月を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年12月まで
② 昭和61年10月から62年9月まで

株式会社AとB株式会社に勤務していた時の標準報酬月額が相違していると思うので、調査していただき正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる申立人の保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された株式会社Aの申立期間①に係る給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和52年5月及び同年6月につい

ては10万4,000円、同年7月については11万円、同年8月については10万4,000円、同年9月については11万8,000円に訂正することが必要と認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和52年4月及び同年10月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された同年5月分及び同年11月分から53年1月分までの給料支払明細書によると、給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、申立人の社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたB株式会社の申立期間②に係る給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和62年2月については、28万円に訂正することが必要と認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和61年10月から62年1月までの期間、同年3月、同年4月及び同年6月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された61年11月分から62年2月分まで、同年4月分、同年5月分及び同年7月分から同年9月分までの給与支払明細書によると、事業主により給与から控除された厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額は、申立人の社会保険事務所で記録されてい

る標準報酬月額よりも高額となっているものの、当該月分の総支給額による報酬月額は社会保険事務所で記録されている標準報酬月額よりも低額又は同額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、昭和 62 年 5 月については、申立人が同年 6 月分の給与支払明細書を所持しておらず、B 株式会社においても、申立期間②当時の給与支払台帳等が保存されていないため、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について分らないとしていることから、確認することができない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から49年3月まで

私が20歳(昭和44年*月)になった際、母がA市役所で私の国民年金の加入手続きをしてくれた。国民年金保険料についても、私が49年3月に結婚するまでは、毎月保険料の徴収に訪れていたA市の職員に、同居していた家族の保険料と一緒に母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳(昭和44年*月)になった際、申立人の母がA市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人が49年3月に婚姻するまでの国民年金保険料についても、その母が毎月保険料徴収に訪れていたA市の職員に、当時同居していた家族の保険料と一緒に納付してくれていたとしているが、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行っていたとするその母は既に亡くなっており、証言を得ることができない上、申立人は申立期間の保険料納付に関与していなかったことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月ころに払い出され、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、国民年金被保険者資格は61年4月に取得していることから、申立期間は未加入期間となっており、制度上保険料を納付することはできず、申立人にほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から52年3月まで

私は、A地に居住していた昭和47年ころ友人と厚生年金保険に加入していないから国民年金に加入しようという話をして、加入手続をして国民年金手帳の交付を受けた。その後は継続して保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和47年ころ加入手続をして国民年金手帳の交付を受け、その後は継続して保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金への加入手続や保険料の納付場所及び納付方法等についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、B市の払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和51年12月であり、その時点では、申立期間のうち47年4月から49年9月までは時効により納付できない期間であり、49年10月から52年3月まではさかのぼって納付する期間となるが、申立人はさかのぼって納付した記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されているその夫の申立期間の国民年金保険料も未納である上、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3573 (事案 1482 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から51年12月まで
申立期間の国民年金保険料については、妻が特例納付により3回に分割して納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当該期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、その妻が納付したとしている保険料の額は、申立期間を含む昭和40年5月から54年3月までの期間を納付するのに必要な保険料額と大きく異なっているなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、A区役所の職員に3回に分割して納付できると聞いたので、そのとおり3回に分割して合計で約10万円納付したと主張している。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、A区の払出簿により昭和54年3月に払い出されていることが確認できるところ、オンライン記録では、それ以前の52年1月から平成11年8月まで納付済みとなっており、このうち、52年1月から53年3月までの期間を過年度納付し、引き続き53年4月から55年3月までの期間を現年度納付した場合の国民年金保険料額は合計10万2,960円となり、申立人が納付したと記憶している約10万円とおおむね一致する。

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA区役所庁舎内にあった金融機関で納付したと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成元年 4 月まで

私は、昭和 63 年 3 月に会社を退社後、母から「国民の義務だから」と言われ、一人で A 区役所へ行って担当窓口で国民年金の加入手続を行った。その後、申立期間の国民年金保険料を、振込用紙に現金を添えて郵便局や銀行で納付したはずである。いまだに、納付した記録が見つからないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時に、年金手帳の交付を受けた記憶は無いと主張しているが、A 区役所は国民年金加入時の窓口での手続について「年金手帳をその場で交付していた」としており、当時の取扱いと符合しない。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録も無いことから、申立期間は国民年金未加入期間とされており、制度上国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から同年 7 月まで

私は、昭和 57 年 1 月に結婚退職する際に、職場の人から国民年金に加入するように勧められ、同年 2 月に A 市役所か B 市役所で加入手続き、国民年金保険料を納付してきたと思う。

申立期間の保険料が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 2 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたとしているが、国民年金の加入手続きを行った時期及び場所の記憶や、申立期間中の保険料の納付方法、納付金額等の記憶が曖昧であることから、加入手続き、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該番号の前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 57 年 8 月ころに払い出されていると推認され、申立人が提出した国民年金手帳には、「初めて国民年金の被保険者となった日」は「昭和 57 年 8 月 23 日」で、被保険者の資格は「任意」である旨が記載されていることから、申立期間は未加入期間となっており、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない上、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年12月から60年3月まで
未納とされている昭和50年12月から60年3月までの期間は、A学部の学生であり、Bの時期だったので、私の代わりに母が国民年金の加入手続及び保険料納付をしていた。以前、年金手帳を紛失しC市役所に年金手帳の再発行手続に行った際に、念のため50年*月から未納の保険料があるかどうか調べてもらった。その時に「20歳つまり50年*月から全額漏れることなく納付済み」と確認したのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A学部の学生であり、Bの時期だったので、その母親が国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとしており、また、年金手帳の再交付手続に行った際に、C市役所で20歳（昭和50年*月）から納付済みと確認したとしているが、申立期間の保険料納付をしたとする申立人の母親は既に他界しており証言が得られない上、申立人自身も国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする記憶は無いとしていることから、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年4月ころに払い出されており、その時点では、申立期間のうち大部分は時効により保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は112か月と長期間である上、延べ5市にまたがっており、複数の市で国民年金に係る記録管理に不備があったとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を納付していた根拠の一つとして、C市役所で納付済みであると確認したことを挙げているが、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から60年6月までの期間及び62年8月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 8 月から 60 年 6 月まで
② 昭和 62 年 8 月から 63 年 12 月まで

申立期間①について、国民年金に加入していなかったが結婚することを契機に、昭和57年10月ころに国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。

申立期間②について、会社を退職したので年金の切替手続を行い国民年金保険料を納付していた。

国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたのに記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、国民年金に加入していなかったが結婚することを契機に、昭和57年10月ころに国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたとしており、また、申立期間②について、会社を退職したので年金の切替手続を行い国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間①及び②について、国民年金への加入手続に関する明確な記憶が無い上、国民年金保険料額、納付方法等に関する記憶も無いことから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、申立人も申立期間①及び②当時に年金手帳を受け取った記憶は無いとしており、申立期間①及び②は未加入期間であることから、制度上保険料を納付する

ことができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から63年3月まで
申立期間のうち昭和49年4月から57年2月までは元妻が、58年4月から63年3月までは現在の妻が、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその元妻及び現在の妻が納付したとしているが、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、昭和49年4月から57年2月までの申立人の保険料を納付したとする元妻も当該期間は国民年金の未加入期間及び厚生年金保険被保険者期間であり、58年4月から63年3月までの申立人の保険料を納付したとする現在の妻も、63年3月を除き国民年金に未加入であることから、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録から、申立期間後の平成10年8月25日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できる上、10年2月から法定免除となっていることから、そのころに初めて国民年金の手続がされたものと推認できる。

さらに、申立期間は168か月と長期間であり、これだけ長期間にわたり行政側の瑕疵があつたとも考えられず、申立人が現在保管している年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3581 (事案 2143 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 47 年 3 月までの期間及び 50 年 4 月から 51 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 50 年 4 月から 51 年 12 月まで

申立期間当時は、両親とともに自営でA社を営んでいたが、国民年金については当時在住していたB区役所のC出張所で加入手続を行い、保険料はD町の郵便局で納付していた。なお、申立期間②が海外渡航中であることが保険料の納付が認められない理由であったが、再申立てに当たり、パスポートを提出するので確認をしてもらいたい。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 47 年 11 月ころの時点では、申立期間①の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、また、申立期間②については、海外に渡航していたため保険料を納付することができなかった期間であった可能性があり、帰国後にさかのぼって保険料を納付した記憶も無いことから、当時の具体的な納付状況等が不明であるなどとして、申立期間①及び②について、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間②の保険料納付を示す資料として新たにパスポートを提出し、E地在住期間は申立期間②後の昭和 54 年 5 月から 55 年 11 月までであり、海外滞在が保険料未納の理由であるとの判断は間違いだと主張しているところ、当該パスポートの記載により申立期間②は申立人のE

地在住期間でなかったことが確認できる一方、再度、申立人から申立期間①及び②の納付状況等について聴取したが、申立人は、申立期間①及び②の保険料額及び納付方法などの記憶が曖昧である上、申立期間①及び②の納付状況について親族等からも証言を得ることができず、申立期間①及び②の納付状況等が不明であることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月から45年3月まで
私が実家で家事手伝いをしていたころ、母親が私の老後のために国民年金の加入手続を行った。保険料も、私の母が納付した。申立期間の国民年金保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、保険料もその母親が納付したと申し立てているが、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたとするその母も既に他界しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の資格取得時期から、昭和45年7月ころに払い出されたことが推認でき、その時点からすると、申立期間のうち40年6月から43年3月までの期間は時効により納付できない期間であり、43年4月から45年3月までは、さかのぼって納付する期間であるが、さかのぼって納付したとする供述は無い上、申立人に別の記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月まで
私は、20 歳になった昭和 62 年*月ころ、A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続をした。加入時は学生だったので、保険料は 62 年*月からの 1 年間は免除申請し免除になった。63 年 1 月からは父の収入が多かったので、保険料の免除が認められず父にお金を借りて保険料を納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 62 年*月ころに A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続をした上、同年*月から同年 12 月までの期間については免除申請し、その直後の申立期間はその父にお金を借りて保険料を納付したと申し立てているが、同年 1 月から同年 12 月までは申立人は学生で国民年金は任意加入であり、制度上免除申請はできないものとなっており、当時の取扱いに符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」には「平成元年 7 月 21 日」と記載されていることから、その時点からすると、申立期間は学生で任意加入であった期間における未加入期間であり、制度上保険料をさかのぼって納付することはできない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年10月から61年3月まで

私は、昭和60年10月当時は国民年金に任意加入していたが、翌年から始まる第3号被保険者制度について説明を受けるため年金手帳を持参しA町役場に行くと、同町職員により任意加入の資格喪失の処理を勝手にされてしまった。

昭和60年度の国民年金保険料は前納していたはずだが、同役場で資格喪失の処理をされた時に、職員は保険料の納付状況を確認することもなく、持参した年金手帳に任意資格喪失日の記入をしたことを記憶している。

また、私は昭和60年度の国民年金保険料の領収書を保管しているが、この領収書は資格喪失処理後に出納印、喪失日が記載されたものが、送付されてきたものであり、私自身がこの納付書により保険料を納付したのではない。

申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、翌年から始まる第3号被保険者制度について説明を受けるため昭和60年10月に年金手帳を持参しA町役場に行くと、昭和60年度の国民年金保険料を前納しているにもかかわらず、同町職員が勝手に任意加入の資格喪失の処理をし、持参した年金手帳に任意資格喪失日の記入をしてしまったとしているが、同町職員が申立人の同意を得ることもなく任意加入の被保険者資格の喪失手続を行うとは考えにくい。

また、申立人の所持する年金手帳、A町国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれもが昭和60年10月8日任意資格喪失と記載・記録さ

れていることから、申立期間は未加入期間で保険料を納付できない期間であるとともに、A町国民年金被保険者名簿及びオンライン記録には、同年度の保険料を前納した形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和60年6月25日の欄に「出納 60. 8. 26 B地・C支店 派出」の印が、60年9月25日の欄に「出納 60. 10. 7 B地・C支店 派出」の印が押されるとともに、60年12月25日の欄に「60. 10. - 8 喪失」の記載のある60年8月15日付けの昭和60年度国民年金保険料納入通知書兼領収書を所持しており、これについて申立人は、60年10月にA町役場で資格喪失処理をされてしまった後に、出納印及び資格喪失日が記入されたものが送付されてきたとしているが、同通知書の発行日は「昭和60年8月15日」と記入され、同通知書を同封していた封筒の消印は「8.15」となっており、記載内容を含めた同通知書兼領収書に不自然な点は見られない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 60 年 9 月まで
私が 23 歳になった昭和 60 年*月に、家に来た A 町役場（現在は、B 市役所）の二人の職員から強い口調で国民年金の加入勧奨を受けたので、加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、両親が、加入勧奨の数日後に送付された納付に関する書類によりさかのぼって納付してくれたので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年*月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 62 年 3 月ころであると推認され、その時点では、申立期間のうち 57 年 10 月から 59 年 12 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、上述の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち昭和 60 年 1 月から同年 9 月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、申立人が所持している国民年金保険料現金領収証書により、62 年 11 月 19 日に申立期間直後の 60 年*月から 62 年 3 月までの保険料（18 か月分、12 万 5,640 円）を過年度納付していることが確認できることから、申立人及びその両親は、当該過年度納付を申立期間に係る納付と誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

国民年金の加入について、特に手続をした記憶は無いが、20歳になった平成3年*月以後にA市役所から国民年金関係の書類が送付されてきたので、20歳の時点で自動的に加入したことになったようだ。その後、4年4月から5年3月までの間のどこかで、新聞かテレビで免除申請というものがあることを知り、同市役所で申立期間の免除申請をしたので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成3年*月ころに自動的に国民年金に加入したことになったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から5年4月ころであると推認される上、オンライン記録では、申立人の初回の免除申請日は同年5月14日、免除期間の始期はその前月の同年4月となっているなど、一連の事務処理に不自然さのほうがわれない。

また、上述の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間は保険料納付が可能な期間となるが、申立人が、平成5年6月に、申立期間直前の3年*月から4年3月までの保険料をさかのぼって納付したことは確認できるものの、申立人は、申立期間については免除申請を行ったものであり、保険料を納付した記憶は無いと供述している。

さらに、申立人が申立期間について免除の承認を受けたこと及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 10 月から 5 年 8 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 5 年 8 月まで

私は、平成元年に会社を退職した後、国民年金の受給額が高くなるようにと考えて、妻と一緒に付加保険に加入し保険料を納付した。申立期間の国民年金付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年に会社を退職後、国民年金の受給額が高くなるようにと考えて付加保険の加入手続きを行い保険料を納付したとしているが、申立人は付加保険の加入手続き及び保険料納付についての記憶が曖昧であり、付加保険の加入状況、付加保険料の納付状況等が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人が国民年金に加入すると同時に付加保険に加入したとしている申立期間に第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更した申立人の妻も付加保険に加入していない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月から61年6月まで

申立期間の国民年金については、夫に加入を勧められ、A区役所で加入手続をした。国民年金保険料については、20歳(昭和46年*月)までさかのぼって月額3万円から4万円を数回に分けて納付した記憶があることから、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫に国民年金への加入を勧められ、A区役所で加入手続をし、20歳までさかのぼって保険料を納付したとしているが、申立人によれば、申立人がその夫と出会ったのは昭和61年ころであることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは61年以降と考えられ、この時期は特例納付期間に該当しないことから、制度上、20歳までさかのぼって納付することはできない。

また、申立人は、20歳までさかのぼって、月額3万円から4万円を数回に分けて納付したとしているが、オンライン記録によると、申立人が、昭和61年度及び62年度の国民年金保険料について、3か月分から6か月分の保険料を数回に分けて63年度以降に過年度納付していることが確認できることから、この納付の記憶と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、国民年金手帳記号番号払出簿によると昭和63年6月16日であることから、その時点では申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から42年1月まで

申立期間の国民年金については、母が加入手続や保険料の納付をしてくれたはずである。母は、しっかりした性格なので私の保険料の納付を忘れるはずはなく、申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金については、その母が加入手続や保険料の納付をしてくれたはずであるとしているが、その母は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、申立期間直後の昭和42年2月1日に被保険者資格を取得したとする記載があり、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録上も、42年2月1日に国民年金の被保険者資格を取得したとする記載があることから、申立期間は未加入であったと考えられ、制度上、保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年6月から同年8月まで

国民年金については、母が、加入手続を行って保険料の納付をはじめ、免除申請や学生納付特例申請を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料も母が納付してくれたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立人の国民年金についての加入手続、保険料の免除申請、学生納付特例申請及び保険料の納付を行ってくれたとしているが、その母は、保険料の納付金額や納付時期等に関する記憶が曖昧であり、申立人は、保険料納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から59年1月まで

私は、昭和57年9月26日に会社を退社し、59年2月18日に有限会社Aに入社するまでの間、B地のC店という個人経営の店で働いていた。その時、その会社から「うちは社会保険は無い」という説明を受けたので、自分で国民健康保険と国民年金に加入し保険料を納付していた。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年9月ころ、D区役所へ行って国民年金の加入手続をし、その後保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から、61年4月ころに払い出されたものであると推認できる上、申立人が所持している年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄に、有限会社Aでの厚生年金保険資格喪失年月日と同じ日付の「昭和61.4.21」と記載されており、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点からすると、申立期間のうち昭和57年9月から58年12月までの期間は時効により納付できない期間であり、59年1月はさかのぼって納付できる期間となるが、申立人はさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3601

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から52年3月まで
ねんきん特別便の照会回答票では申立期間の国民年金保険料が未納とされた。
申立期間の保険料は、母が国民年金の加入手続をしてくれ保険料も納付してくれたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母は既に他界しており、加入手続及び保険料の納付状況については不明である上、申立人の妻は、昭和52年3月に結婚した後申立人が国民年金に未加入であったのでA市役所で申立人の加入手続をしたとしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿から昭和52年5月ころA市で払い出されたことが確認でき、払出時点からすると申立期間の大半は時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人の母が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年11月から63年3月まで
ねんきん特別便が来たので国民年金の加入について母に問い合わせたところ、学生の時に国民年金に加入したとのことであった。私自身は学生だったので国民年金の加入手続及び保険料の納付について直接関与していないが、申立期間が未加入になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の母は、加入手続等について具体的な記憶が無いとしており、加入手続及び保険料の納付の状況は不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれず、申立期間は未加入期間であり保険料を納付できない。

さらに、申立人の母が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から59年3月まで

私は、母が自らの国民年金保険料を納付するときに、私と姉の保険料と一緒に納付してくれたと思うので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年8月ころ払い出されている上、申立人が申立期間当時国民年金に加入している可能性について、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査を行ったが、申立人が加入手続を行った形跡はうかがわれず、申立人がA町（現在は、B市）から移動していないため、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらないことから、59年8月ころ加入手続をしたと推認でき、当該時点で申立期間のうち、51年5月から57年6月までの保険料は時効により納付できず、申立人は過年度納付により保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

また、申立人は、申立人の母が、申立人及び申立人の姉の国民年金保険料と一緒に納付したと主張しているが、その母は他界しており、申立人も保険料の納付等に直接関与していないため、保険料の納付状況は不明である上、一緒に納付したとするその姉の保険料も申立期間は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から51年2月まで

昭和42年12月に会社を辞め、国民年金の加入手続を行っておらず年金手帳ももらったことはないが、送られてきた納付書によりA郵便局やB銀行C支店で保険料を納付した。保険料納付はそのときの家計事情により1か月分だけを納付したり、3か月分をまとめたりしており、決まった間隔で納付していなかった。

昭和51年3月の加入手続は覚えているが、その時もらった年金手帳に転居する前の住所が書かれているのでそれまでも保険料を納めていたことになると思う。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により郵便局や銀行で納付したとしているが、D市では保険料の納付方法が納付書になったのは昭和49年4月からであり、それまでは印紙検認方式による納付であったとしており、申立人の主張と符合しない。

また、申立人は、国民年金任意被保険者資格を昭和51年3月8日に取得していることが申立人が所持する年金手帳により確認でき、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月から47年12月まで
結婚して間もないころ、妻の父が私の国民年金の加入手続をしてくれて、保険料を払っていたように思う。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義父が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、加入手続及び保険料納付をしてくれたとするその義父は既に他界しており、加入手続及び納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金手帳記号番号払出状況から平成4年7月ころに払い出されていると推認でき、国民年金被保険者資格を4年7月1日に取得していることから、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年11月までの期間及び平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、7年4月については、国民年金第3号被保険者として記録訂正をすることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から50年11月まで
② 平成7年3月及び同年4月

申立期間①について、私は20歳になったころ、父親又は自分で国民年金の加入手続をして保険料を払っていたように思う。申立期間②について、夫が厚生年金保険の適用会社に入社するのを契機に、平成7年3月分までの未納分を納付していたはずである。

また、平成7年4月分は夫が厚生年金保険の被保険者期間となっているので自分も同じ月から第3号被保険者になるはずである。

申立期間が未納となっていること及び第3号被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その父又は自分で国民年金の加入手続をして保険料を納付していたように思うとしているが、その父は既に他界し、申立人も保険料を納付したかどうか定かではないとしているなど納付に関する記憶が曖昧であり、加入手続や保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月17日に払い出され、同日に任意加入被保険者資格を取得していることから、申立期間①は未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②のうち、平成7年3月について、申立人が所持しているA市発行の「平成6年度国民年金保険料（印紙料金）（納付済通知書）」には保険料を納付したことを示す領収印が押されていないこと、申立人の夫が翌月から厚生年金保険が適用される会社に就職するので、それまでの分の国民年金保険料を納付する旨窓口で申し出たとしているところ、6年8月から7年2月までの期間の保険料が7年2月25日に納付されていることが申立人の所持する納付済通知書から確認できること、及び申立人が「3月分は国民年金から厚生年金になると思い、それまでの分を払った。」と申述していることから、窓口で申し出た時点では申立人は、7年2月分までの保険料のみを納付したと考えるのが自然である。

また、申立人は、平成7年3月分について、同年2月までの国民年金保険料と一緒に納付していないのであれば、後から払ったかもしれないと申述しているが、同年3月分の別の納付書が交付されたかどうかや納付した時期についての記憶は曖昧であり、ほかに同年3月の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 申立期間②のうち、平成7年4月について、同年5月からの第3号被保険者期間は17年4月1日に特例により追加されていることがオンライン記録により確認でき、申立人も7年4月ころ第3号被保険者への資格種別の変更をした記憶は無いとしている上、申立人の夫の健康保険の被扶養者記録から申立人の被扶養者としての認定日が7年5月15日となっていることが確認でき、第3号被保険者の開始時期が同年5月15日となっていることに不自然な点はみられない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち平成7年3月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②のうち、平成7年4月について、国民年金第3号被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 21 日から 3 年 11 月 21 日まで
平成 2 年 1 月 8 日に営業職として、株式会社 A（現在は、株式会社 B）に入社し、3 年 11 月 20 日まで勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答があった。
勤務期間は、給与から保険料を控除されていたので、申立期間の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間に株式会社 A に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は営業職であるが、二人の同僚から厚生年金保険に未加入の営業職がいたこと及び給与は歩合制であったことの供述があった。

また、事業主は、「会社は倒産し資料は無く、当時の総務担当者も既に他界し、当時の状況は不明」としていることから、申立人の申立期間の勤務の実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の記憶している同僚一人及びオンライン記録により連絡の可能な同僚 9 人、計 10 人に照会したところ、回答のあった 6 人のうち 4 人は申立人の記憶はあるものの、申立期間に勤務していたこと及び保険料控除については不明としている。

加えて、オンライン記録により申立人の資格喪失届提出時に健康保険被

保険者証を回収していることが確認でき、その後申立期間内に申立人に係る健康保険番号の払出しは無く、欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月から 34 年 8 月まで
② 昭和 34 年ころから 35 年ころまで
③ 昭和 34 年 9 月から 40 年 12 月まで

申立期間①はA株式会社に、申立期間③は時期及び期間は不明であるが、B株式会社、C株式会社（現在は、株式会社D）及びE株式会社にF船の船員として、また、G株式会社にH船の船員として、勤務していたが、年金の記録が無い。当時は、働かずに何月も過ごした期間はない。また、申立期間②はI株式会社にF船の船員として勤務していたが、年金の記録が昭和35年6月1日から同年6月28日までしか無い。当該事業所には、1年近く勤めていた。すべての申立期間において船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A株式会社は商業登記簿謄本上、破産手続を終結して既に無く、当時の事業主からも申立内容について確認できない上、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿の申立期間①において、申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番はない。

なお、A株式会社は昭和36年1月1日から厚生年金保険適用事業所となっており、申立期間①において適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人が申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②については、I株式会社は既に解散し、当時の事業主、登

記簿謄本記載の船舶所有者及び清算人からも申立内容について確認できない上、申立期間当時、同社の年金事務を行っていたJ組合に申立人の記録について照会したところ、「昭和35年6月1日から同年6月28日までです。」と回答があり、同社における申立人の記録は船員保険被保険者名簿記載の記録と一致する。

なお、I株式会社は昭和45年1月1日から厚生年金保険適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所としての記録は確認できない。

また、I株式会社に係る船員保険被保険者名簿の申立期間②（昭和35年6月1日から同年6月28日までの期間を除く）において、申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間③については、B株式会社の当時の事業主の家族によると、「会社はもう無く、申立期間当時の船員保険関係資料は保管しておらず、申立人の船員保険料控除等については不明である。」としている。

また、株式会社D及びE株式会社は、申立期間当時の船員保険関係資料は保管しておらず、申立人の勤務状況等については不明としている。

さらに、G株式会社は既に解散し、当時の事業主の家族によると、当時の事業主は他界し、申立期間当時の船員保険関係資料は保管しておらず、申立人の勤務状況等については不明としている。

なお、E株式会社は昭和47年9月1日から、G株式会社は48年7月2日から厚生年金保険適用事業所となっており、申立期間③において適用事業所としての記録は確認できない。

加えて、申立期間③における各事業所に係る船員保険被保険者名簿において申立人の氏名は無いほか、申立人が申立期間③に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、B株式会社及びC株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立期間③に申立人の氏名は無い。

- 4 K運輸局では、申立期間当時の船員手帳の雇入れ等に関する届出の記録は保存されていない上、申立人は、同僚に迷惑を掛けたくないとし、申立人の勤務状況等に関して確認できなかった。

このほか、申立人のすべての申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、すべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A 株式会社に 32 年近く勤め、その後、関連会社の株式会社 B に 6 か月間勤務し、退職をした。C 地のハローワークで失業手当（基本手当）の手続を行った際に、職員から「勤務期間が 6 か月に 1 日足りないため記録がつながらない。」と言われ、会社に申し入れ、平成 11 年 8 月 31 日退職に変更してもらった。

しかし、雇用保険の記録は訂正されたが、先日届いた「ねんきん定期便」には厚生年金保険の記録は 5 か月のままである。私は、平成 11 年 8 月 31 日まで株式会社 B に勤務していたことは間違いないので、早急に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が株式会社 B に平成 11 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日まで継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、株式会社 B が提出した申立人の「給与統計表」により、厚生年金保険料の控除は翌月控除であるところ、退職月の平成 11 年 8 月分の給与からの控除額は、同年 7 月分の保険料 1 か月分のみであることが確認できる。

また、株式会社 B が提出した平成 11 年 8 月分給与データによると、同月には申立人を加えて二人が退職をしているが、退職日は、両者とも、同月 30 日となっている。

さらに、当該事業所の元管理部長は、同僚照会において「社会保険料を節約するため、退職日を月末日の 1 日前にしたケースもあった。また、本

件申立ての場合は、雇用保険のみ延長した可能性がある。」と供述している。

加えて、申立人は、平成 11 年 8 月の国民年金保険料を納付した記録が残されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月ころから 42 年 4 月 1 日まで
有限会社A（現在は、株式会社B）には昭和 40 年 4 月ころから 42 年 5 月まで勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録は同年 4 月 1 日から同年 5 月 10 日までとなっている。申立期間においても厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間において有限会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間において有限会社Aに係る厚生年金保険被保険者であった者数名に対し、入社時期等について照会したところ、複数の同僚が被保険者資格取得日より数か月から数年前を入社時期として記憶しており、資格取得日までの間に保険料控除がなかった旨の供述をしていることから、当該事業所においては、入社後一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたことが推察できる。

また、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和 42 年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 5 月 10 日と記載されており、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、株式会社Bに照会したところ、申立期間当時の資料については既に廃棄したため、確認ができないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月ころから 20 年 8 月ころまで
申立期間は株式会社AのB工場に勤務していたが厚生年金保険の加入記録が無い。同工場に勤務していたときの写真を提出するので、調査の上、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した複数枚の写真により、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間において株式会社AのB工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 18 年 4 月ころから 19 年 5 月 31 日までの期間については、労働者年金保険法により、女性は対象外とされており、かつ、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間についても、厚生年金保険法が施行されるまでの準備期間のため、被保険者期間として算入されない期間であった。

また、申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月ころまでの期間については、女性労働者も厚生年金保険の対象となったが、申立人が記憶している同僚について調査したものの、株式会社AのB工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において氏名は見当たらず、かつ、生年月日等が不明であることから制度共通氏名索引照会による当該同僚の被保険者記録は確認できなかった。

さらに、当該期間における株式会社AのB工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無いほか、当該名簿において確認できる被保険者数名に対し照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の厚生年金保険への加入をうかがわせる供述等も得られなかった。

加えて、株式会社A及びC組合に申立人の被保険者期間について照会したが、いずれも当時の関係資料の保存が無く、申立内容を確認できる資料等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月14日から24年9月1日まで
② 昭和26年7月1日から27年4月20日まで
③ 昭和27年4月24日から同年8月1日まで

昭和23年4月に有限会社A（現在は、株式会社B）にC担当として住み込みで入社したが、最初の1年半の厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、26年7月から9か月間知り合いの紹介でD（現在は、E株式会社）のF局で働いたが、この間の被保険者記録が無い。その後、27年4月からは株式会社Gに入社したが、最初の4か月の被保険者記録が無い。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が有限会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同僚から申立人が当該事業所に勤務していたとの供述は得られたものの、詳細は不明としており、申立期間①における勤務実態について明確な供述は得られなかった。

また、有限会社Aは、60年以上前のことで賃金台帳等の関係資料は残っておらず当時のことを知る人も無く、詳細は不明と供述している上、同僚からも、申立人の勤務期間及び社会保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番は無く、その記録に不自然さも無い。

2 申立期間②について、オンライン記録において、H局の名称に該当す

る適用事業所を検索したが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらず、当時のH局のI組合の記録を管理しているJ基金にも、申立人の加入記録、脱退一時金等の記録は無い上、申立人は当時の同僚の姓名を正確に記憶しておらず、同僚に照会することもできなかった。

- 3 申立期間③について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Gに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、複数の同僚が、株式会社Gには試用期間があったと供述している上、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、昭和27年8月1日付けで申立人に番号が払い出され、同社が提出した厚生年金台帳でも、同日付けで同一番号により資格を取得した記録が確認できる。

また、株式会社Gに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番は無く、その記録に不自然さも無い。

- 4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月30日から同年10月24日まで
② 昭和26年7月1日から27年2月12日まで
昭和22年から27年まで、駐留軍関係の施設・A施設で継続して働いていたが、B地とC地のA施設（D宅）で働いていた時の厚生年金保険の記録が無い。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録で氏名検索及び類似の名称の事業所を含め事業所検索をしたが、いずれの記録も確認できなかった。

また、駐留軍等労働者の厚生年金保険記録の保管管理を行っているE事務所は、申立人の申立期間における記録は確認できないと回答している上、F組合からも、同様に申立人の加入記録は確認できなかったとの回答があった。

さらに、申立人は、申立期間においてA施設に家事使用人として働いていたため、同僚はいなかったとしていることから、同僚照会もできなかった。

加えて、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保発第51号厚生省保険局長通知）により、26年7月1日以降、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人等は強制被保険者にならないとされたが、申立人の厚生年金保険の記録をみると、申立期間②に係る同日に資格を喪失していることから、当該通知に基づき厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 8 月 1 日まで

私は昭和 34 年 11 月から A 社に勤務したが、厚生年金保険被保険者記録では、35 年 8 月が被保険者資格取得日となっている。厚生年金保険には入社時から加入していると思うので、調査の上、記録を回復させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社への入社経緯、業務内容を記憶しており、同僚 3 人も申立期間に係る申立人の勤務状況を記憶していることから、申立期間当時、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した連絡可能な同僚 7 人の厚生年金保険資格取得日は各人が記憶する勤務開始日より数か月以上遅れていることが認められる上、複数の同僚が「採用されてもすぐには厚生年金保険には入れなかった」、「勤務開始後、社会保険に入っていない期間が数か月から半年以上あった」と供述していることから、A 社では従業員採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A 社の事業主は既に死亡している上、オンライン記録によれば同事業所は昭和 47 年 4 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所を継承したとされる事業主の次女は、申立人が同事業所に勤務していた記憶はあるものの、当時の厚生年金保険の取扱いについて申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び納付状況については不明であり、関連資料も無いと供述している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したとこ

る、申立期間に係る申立人の氏名は無く、申立期間における健康保険整理番号にも欠番は見られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月3日から27年3月1日まで
私は昭和26年11月ころからA株式会社（現在は、B株式会社）で勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では、被保険者資格が27年3月に取得したことになっている。厚生年金保険には入社時から加入していると思うので、調査の上、記録を回復させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、昭和26年12月3日以降、A株式会社において継続的に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した連絡可能な同僚9人の厚生年金保険資格取得日は各人が記憶する勤務開始日より数か月以上遅れていることが認められる上、職種の異なる複数の同僚から、「正社員として採用後に3か月程度の試用期間があり、その間は健康保険証が無かった。」、「入社後、数か月は厚生年金保険の保険料は控除されていなかった。」との供述が得られたことから、同社では正社員採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、厚生年金保険の取扱いについてB株式会社人事部に確認したところ、「申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除及び納付状況については不明である。」と回答している。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間に係る申立人の氏名は無く、申立期間における健康保険整理番号にも欠番は見られない。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 10 日から 37 年 2 月 28 日まで
② 昭和 37 年 6 月 8 日から 39 年 2 月 11 日まで
③ 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで
⑤ 昭和 41 年 1 月 17 日から 42 年 6 月 15 日まで

私は、昭和 36 年 10 月 10 日から 42 年 6 月 15 日までの間に 4 社に勤務したが、最後に勤務した A 株式会社を 42 年 6 月 15 日に退職した際に、以前に勤務した 3 社分と合わせた 51 か月分の脱退手当金を受給したことになっていた。受給した記憶が全く無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人の欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示と処理番号が記載されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 9 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 11 月まで

昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 11 月まで、A 区の B 有限会社（現在は、株式会社 C）に勤務したが、その間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間は厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 有限会社への勤務について、申立人は当時の勤務状況、同僚の氏名等について具体的に供述していること、及び二人の同僚が、申立人を含め 13 人が写っている B 有限会社時代の野球のユニフォーム姿の申立人の写真に記憶があると供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同事業所に新規採用された複数の同僚の厚生年金保険の加入の時期は、入社したとする日から 3 か月後又は 5 か月後となっており、当時の同事業所は、数か月の試用期間を設けていたことがうかがわれる。

また、上記二人の同僚を除くほかの複数の同僚は、申立人に全く記憶は無いと回答している。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の状況について事実を確認することができない上、現在の事業主は、当時の資料は無いのですべてを不明と回答している。

加えて、B 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 12 月 1 日まで、A 地で叔父が経営する B 業をしていた C 株式会社に勤務し、正社員として営業の仕事をしていました。

社会保険庁（当時）の記録では当該事業所における厚生年金保険資格取得日が平成 7 年 5 月 1 日になっている。同年 4 月 1 日に入社していたので、1 か月の被保険者期間が無い。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた C 株式会社から提供された D 社会保険事務所（当時）が送付した厚生年金保険に関する保険料増減内訳書によると、申立人が平成 7 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得したことが確認できる。

また、事業主は、当該事業所では社員は入社して一定期間は試用期間があり、試用期間終了後に厚生年金保険の資格を取得したとしているところ、元同僚も同様の供述をしており、当該事業所の就業規則にも試用期間について明記されている。

さらに、申立人の当該事業所に係る雇用保険の記録は、資格取得日が平成 7 年 5 月 1 日で、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

加えて、申立人のほかの同僚に照会しても、申立人が申立期間に当該事業所に在籍していたことは認められるものの、申立期間に申立人が被保険者であったこと、及び給与から保険料を控除されていたことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 21 日まで
平成 21 年 1 月に社会保険事務局 (当時) から、私の厚生年金保険について、9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 21 日までの期間の標準報酬月額が、59 万円から 11 万円に引下げ訂正が行われていたという説明があったが、私は全く知らないことであり、当時、私の給与は月額約 90 万円であったことから、標準報酬月額の引下げはあり得ないと思われるので、私の年金記録を正しい金額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役として勤務した株式会社Aは、オンライン記録により、平成 10 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の同社における標準報酬月額は、同日以降の同年 10 月 26 日に、9 年 10 月から 10 年 9 月までの期間について 59 万円から 11 万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、上記標準報酬月額訂正当時、株式会社Aの代表取締役を務めていたことが同社の閉鎖登記簿謄本から確認できることから、同社は平成 11 年 7 月 * 日に破産宣告を受け、14 年 7 月 * 日に、B 地方裁判所 C 支部において、費用不足による破産廃止決定が確定していることが同謄本から確認できることから、記録訂正があった当時において、同社に破産管財人等が存在した事実はうかがえない。

また、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員は「当時の事務

関係は代表者とその妻及び女性の事務員の3人で行っており、社会保険関係の手続は代表者が行っていた。」と供述しており、代表者の妻も「社会保険関係の手続を社会保険労務士等に依頼してはいなかった。」と供述していることから、当該記録訂正について、申立人の関与又は同意があったと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額を減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4121 (事案 821 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年10月1日まで

A株式会社(B所・C所)に勤務していた申立期間の労働者年金保険被保険者としての記録が無いので、第三者委員会に申立てを行った結果、昭和19年に厚生年金保険の制度改正があり、この時の事務職員等への適用拡大によって被保険者になった等の理由で申立ては認められなかった。

しかし、申立期間は事務職員ではなく、現場でD作業に従事していた肉体労働者であったのは間違いないので、再度調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、当時のA株式会社(現在は、E株式会社)の所在地、上司及び同僚の氏名等を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立期間に同社に勤務していたことは推認できるが、同社は、当時の関係資料を保管していないことから、申立てに係る事実を確認することができないこと、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に、昭和19年の制度改正によって被保険者の適用範囲が拡大されたことに伴い、19年10月1日に新たに被保険者となったことを表示する「@」の表示があること、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無いことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月17日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、昭和19年の制度改正によって範囲が拡大された厚生年金保険の被保険者は、男子の事務職員と女性労働者であり、申立期間

は、現場でD作業に従事していた肉体労働者だったので、労働者年金保険の被保険者として認めてほしいとの申立てをしている。

このため、当委員会は、改めてA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者名簿（旧台帳）を確認したところ、いずれの名簿にも、昭和19年の厚生年金保険の制度改正によって、被保険者となったことの「㊤」表示が確認できる上、同両名簿には、同社における資格取得日が19年6月1日と記載されており（保険料徴収は19年10月から）、オンライン記録と一致している。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において「㊤」表示があり、資格取得日が申立人と同日である同年代の同僚9人に照会した結果、3人から回答があり、3人とも資格取得日前に同社に入社しているが、申立人同様に工場においてF作業に従事していたと供述している。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月1日から41年1月1日まで
② 昭和55年8月26日から56年5月6日まで

国（厚生労働省）の記録では、A株式会社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和39年9月1日となっているが、次の会社に入社するまで勤務していたはずなので、当該事業所に係る被保険者資格の喪失日の記録を41年1月1日に訂正してほしい。

また、B株式会社での被保険者資格喪失日も昭和55年8月25日となっているが、このときも次の会社に入社するまで勤務していたはずなので、当該事業所に係る資格喪失日の記録を56年5月6日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間当時におけるA株式会社の複数の同僚が「申立人は、C地内の営業所において、営業に従事していた。」と供述していることから、申立人が同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社の元代表取締役は、病床にあって記憶が無いため供述を得られないが、同社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和39年9月1日以降も法人は存続していたと認められるところ、オンライン記録の事業所名簿検索の結果から、再び適用事業所となった記録を確認することができない。

また、A株式会社が適用事業所でなくなった昭和39年9月1日に、同日付けで、申立人と同じく厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚の全員について、新たに同社において被保険者となった記録は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間①当時において、A株式会社に入社した複数の同僚が、「A株式会社に運転手として入社し、申立人と一緒に働いていたが、この会社での厚生年金保険被保険者記録は無い。昭和41年1月1日から、別の名前の会社での被保険者となっていた。」と供述している。

加えて、前述の複数の同僚は、A株式会社の事業主によって、給与から厚生年金保険料が控除されたか否かについて記憶していない上、申立人も当該控除について明確な記憶が無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、B株式会社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、B株式会社における複数の同僚が、申立人の申立期間②における勤務実態について記憶していない上、事業主は当時の給与台帳等の資料を保存していないことから、申立人の勤務実態を確認することができないとしている。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録では、B株式会社における申立人の離職日が昭和55年8月25日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者資格の喪失日の記録と合致している。

なお、雇用保険の記録によると、申立人の当該事業所離職後における雇用保険の受給記録が確認できる。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 5 月 1 日まで
平成元年 10 月 1 日に株式会社Aへ登録後、同年同月 3 日から派遣社員として勤務したB株式会社における年金記録の資格取得日の記録が 2 年 5 月 1 日になっているが、実際に勤務した期間と相違するため元年 10 月 1 日に厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る給与を振り込まれた記録が分かる預金通帳により、平成元年 10 月 1 日から 2 年 5 月 1 日まで、派遣先のB株式会社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届出及び厚生年金保険料の納付について、「当社人事データから、平成 2 年 5 月 1 日付けで資格取得手続及び納付が行われていることが確認できる。」と供述しており、その根拠となる人事データを当該事業所発行の社会保険加入期間証明書に添えて当委員会に提出している。

また、雇用形態が申立人と同様の複数の同僚は、「最初の 6 か月は社会保険に加入できなかった。」と供述している。

さらに、C会から提出されたD基金の加入員記録、雇用保険の記録及びオンライン記録における資格取得日は、いずれも一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 30 日から 54 年 7 月 9 日まで
昭和 45 年 7 月に A 株式会社 B 工場に転勤したが、同工場に転勤する前から同社で厚生年金保険料は控除されていた。

また、A 株式会社で後半の期間はアルバイトに雇用の形態が変更となり、その後は、C 株式会社、D 株式会社へとアルバイトを続けていたが、厚生年金保険の被保険者期間の記録が無いので調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所 3 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、うち C 株式会社及び D 株式会社については、両社における同僚の供述から、申立人の勤務実態を確認することはできなかったが、A 株式会社については、当時の本社勤務の事務担当者及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記 A 株式会社の本社勤務事務担当者によると、「申立人は日雇の雇用形態であり、会社は申立人の厚生年金保険料を月々の給与から控除していなかった。B 工場に転勤した者については、従来から現場作業員が手取り額を多くしたいという要望から、給与からの社会保険控除については希望を聞いており、申立人は未加入を選択した。」と供述している。

また、A 株式会社の複数の同僚が、社会保険料控除の希望制があったことを証言するとともに、当時の業界では、近隣の町工場はどこも人手不足となり、同業社同士の現場作業員の引き抜きもあったことから、現場作業員は一つの会社に留まらず、申立人も含めて再取得を繰り返す者が多数い

る状況であったことを供述しているところ、オンライン記録によると、同社において再取得を2度以上繰り返す者が、最終払出整理番号385人のうち106人がいることが確認できる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日欄には昭和45年4月13日、資格喪失日欄には同年6月30日と記載されている上、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録も無い。

加えて、当時A株式会社から社会保険の書類作成及び手続代行等を請負っていた労務管理会社によれば、同社を担当していたものの、当時の書類等は保管されておらず、当時の担当者も既に亡くなっているため申立人の厚生年金保険の記録については確認することができないとしている。

また、C株式会社及びD株式会社については、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は確認できない上、申立人の両社に係る雇用保険の被保険者記録も無い。

さらに、申立人がC株式会社で唯一記憶している事業主は既に亡くなっており、ほかの同僚についても申立人は一切記憶が無く、また、D株式会社においても申立人は事業主以下同僚等すべて記憶が無いとしており、両社に係る複数の同僚に照会をするものの、いずれも申立人を知る者は無く、保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月から 34 年 3 月 1 日まで
② 昭和 35 年 1 月から 37 年 9 月まで

申立期間①については、昭和 32 年 3 月に A 証取得後、同年 4 月に株式会社 B に C 担当として勤務したが、厚生年金保険の加入は、34 年 3 月 1 日からになっている。

申立期間②については、父の勤務していた株式会社 D に昭和 35 年 1 月に入社し、E 課に勤務した。入社当時は、株式会社 D は F 地にあり、同社が G 地に移転後の 37 年 9 月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、適用事業所名簿により、株式会社 B は、申立期間後の昭和 34 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。

また、株式会社 B が適用事業所となった昭和 34 年 3 月 1 日に申立人を含む 6 人が厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、連絡先の判明した一人は、適用事業所になる前は、厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について照会することができない。

2 申立期間②については、申立人及び複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が、株式会社Dに勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、事業主は、当時の資料は無いため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明であるとし、当時の健康保険厚生年金保険資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書に申立人に係る記録は無いと回答している。

また、申立人を記憶している複数の同僚が、申立人はアルバイトだったと供述しているところ、申立人は、採用時の雇用形態については思い出せないと供述している。

さらに、株式会社Dは、昭和 36 年 8 月 1 日にF地において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年 8 月 1 日にG地において、厚生年金保険の適用事業所となっているが、両所在地における申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は連番で欠番は無く、申立人の記録は無い。

3 このほか、申立期間について、各事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 11 日から同年 4 月 6 日まで
株式会社Aに平成 4 年 2 月 11 日から同年 4 月 6 日まで勤務し、Bの仕事をしたが、社会保険庁（当時）の記録によると、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述内容により、期間の特定はできないものの、申立人が、株式会社Aに勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、事業主は、「当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明だが、入社してもすぐに辞めてしまう人が多いので、様子を見て最長 3 か月くらいで厚生年金保険に加入させていたようだ。」と回答しているところ、申立人も入社の際に、「2 か月か 3 か月したら厚生年金保険に加入させてもよいと聞いた記憶がある。」と供述している。

また、申立人が名前を記憶している同僚二人を含む 14 人に照会し、3 人から回答があるものの、申立人を記憶している者はいないため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、株式会社Aの申立期間当時の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の記録は無い上、申立期間に係る雇用保険の記録も無い。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年9月1日から11年12月31日まで
② 平成12年5月1日から13年3月1日まで

申立期間①については、平成10年9月初旬ころ、株式会社AのB本社で面接をして、C株式会社に派遣された。業務内容は、Dに対応し、11年12月31日まで勤務した。

申立期間②については、平成12年5月初旬ころ、E株式会社（現在は、F株式会社）で面接をして、株式会社Gに派遣されたが、厚生年金保険の加入は、13年3月1日からになっている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、申立人と同期入社と同僚は、「平成10年8月から同年9月までは研修期間だったが、同年10月からの出勤日数は、センターがオープンしないと予測できないため、シフトが安定するまで社会保険には加入しなかった。2か月から3か月後にシフトが安定し、毎月14日以上勤務している人に会社から社会保険加入の勧めがあったが、強制ではなく本人の希望だった。」と回答している。

また、申立人は、オンライン記録により、申立期間の途中である平成11年1月21日から12年11月8日まで、申立人の父親の健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる上、株式会社Aの申立期間①

当時の整理番号は連番で欠番は無く、申立期間①に係る雇用保険の加入記録も無い。

さらに、事業主は、当時の資料は無いため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明と回答している。

加えて、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、事業主が提出した申立人に係る平成12年5月分から13年12月分までの賃金台帳により、申立人が申立期間②においてE株式会社に勤務していたことは確認できるものの、申立期間②に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人が提出した申立期間②に係る平成12年分給与所得の源泉徴収票によると、社会保険料が控除されていなかったことが確認できる。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年ころから 42 年ころまで
② 昭和 42 年ころから 44 年ころまで

申立期間①においては、A区にあったB株式会社の工場でC作業をしていた。

申立期間②においては、D市のE団地内にあったF株式会社の工場で、G作業をしていた。

両事業所のいずれにおいても給与から社会保険料が控除されており、健康保険証も交付されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人が供述するA区に所在し、B株式会社を事業所名とする厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人は、当該工場は下請工場であったかもしれないと供述するなど、当該工場を特定することができない。

さらに、申立人は、B株式会社の事業主や同僚の氏名を覚えておらず、申立人の勤務状況について照会を行うことができない。

加えて、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人の申立てどおりの届出が事業主により行われたことが確認できる関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、オンライン記録により、類似名称の厚生年金保険適用事業所を確認できるが、いずれもその所在地はD市ではない上、H自治体内にある類似名称の厚生年金保険適用事業所に係る商業登記簿謄本における事業内容は申立人の申立てに係る事業所とは異なっている。

また、商業登記簿謄本が無いことから、当該事業所は、申立人が供述する所在地（D市）において確認することができない。なお、I商工会議所J本所は「I商工会議所の会員名簿にF株式会社は見当たらない」と供述している。

さらに、申立人は、F株式会社の事業主や同僚の氏名を覚えておらず、申立人の勤務状況について照会を行うことができない。

加えて、申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人の申立てどおりの届出が事業主により行われたことが確認できる関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 34 年 8 月まで

私は、中学卒業後、学校からの紹介で昭和 30 年 4 月に A 社（現在は、株式会社 B）に入社し、34 年 8 月に退社した。給料から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述により、申立人は、期間の特定はできないものの A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所の厚生年金保険新規適用日は昭和 33 年 8 月 21 日であり、申立期間のうち 30 年 4 月から 33 年 8 月 20 日までの期間については厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。なお、当該被保険者名簿において、事業主及び当該同僚は、いずれも当該新規適用日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は「申立人が勤務していたのは間違いはないが、勤務していた期間や厚生年金保険に加入させたかどうかについては、資料が無いため不明である」と供述している。

さらに、当該被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号も連続しており欠番は無い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立てどおりの届出が事業主により行われたことが確認できる関連資料も無い。

なお、C組合は、「書類保存期間経過のため資料は残存しておらず、申立人の加入記録は確認できない」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年1月ころから21年6月ころまで
② 昭和21年1月ころから24年7月ころまで

私は、申立期間①についてはA区にあった駐留軍施設（部隊名は不明）、申立期間②についてはB区にあったC部に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A区にあった駐留軍施設に勤務していたと申し立てているが、進駐軍労務者に対する厚生年金保険の適用については、昭和23年12月1日付け保発第92号厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」により、おおむね24年1月1日から、強制被保険者として適用することとされていたことから、申立期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者となり得なかった期間である。

また、申立人は、当該駐留軍施設の名称は不明と供述している上、当時の同僚等の氏名を記憶していないため、申立期間当時の申立人の勤務状況を確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、C部に勤務していたと申し立てているが、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン検索において当該事業所は見当たらない。このため、当該事業所が所在していたとするD町に所在し、かつ、名称が類似するE協会F部について調査したが、同部

に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 24 年 4 月 1 日であることが確認できるとともに、申立期間において申立人の記録は無い。

また、駐留軍の施設に勤務する日本人従業員の労務管理業務を所掌する G 事務所は、E 協会 F 部に係る資料において申立人の申立期間に係る記録は確認できないと回答している上、同事業所が加入する H 組合（昭和 24 年 4 月 * 日設立）における加入記録も保存期間経過のため確認できない。

さらに、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により昭和 24 年 4 月 * 日以後に在籍が確認できる同僚のうち 7 人に照会したところ、5 人から回答を得たが申立人の申立内容に係る供述を得ることができなかった。

- 3 加えて、申立期間のうち昭和 20 年 1 月 1 日から 21 年 4 月 30 日までの期間について、申立人は、株式会社 I に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同事業所での厚生年金保険被保険者期間であったことが確認できる上、申立人も当該期間において同事業所に勤務していたことを認めている。
- 4 このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月23日から同年8月15日まで

私は、昭和19年10月11日から20年8月15日まで、A株式会社のB船にC員として勤務していたが、申立期間について船員保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について、船員保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA株式会社のB船にC員として勤務していたと申し立てているが、当該事業所は既に解散している上、当時の事業主は所在が確認できないため、当時の申立人の勤務状況及び保険料の控除について確認することができない。

また、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿から申立期間前後に被保険者記録が確認できる同僚のうち、所在の確認できる全二人に照会し、二人から回答を得たが、申立人の勤務状況について具体的な供述は得られなかった。

さらに、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人は、昭和20年2月23日に船員保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同名簿において複数の同僚（申立人が記憶する同僚を含む26人）が、同日において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

なお、上記回答を寄せた同僚二人のうちの一人は、「当該船舶がドック等に入っている期間は、下船する者と船を守るため係船当番として当該船舶に残る者がいた。」としている。

加えて、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間において被保険者記録が確認できる同僚（14人）は、既に死亡しているか、

所在が不明であり、当時の状況を照会することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月1日から同年12月15日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していない旨の通知を受けた。株式会社AからB会への移籍については勤務に空白は無く、給与も継続して支給されていた。同会における厚生年金保険被保険者資格取得が昭和60年12月15日になっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間においてB会に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人提出の昭和60年分所得税の確定申告書記載の社会保険料額により、申立期間に係る健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料が給与から控除されていないことが推認できる。

また、回答を寄せた同僚はいずれも「申立人の勤務については記憶しているが、申立人は、それまでの仕事の関係上同会に勤務する前から頻繁に出入りしていたので正確な勤務の時期については分からない。」と供述している。

なお、同会の元会長は「B会は既に解散しており、当時の関係書類は保存されておらず、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除の有無については不明である。」と回答している。

さらに、申立人の同会における雇用保険被保険者記録の資格取得日は厚生年金保険被保険者記録の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 20 日から 36 年 8 月 21 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A株式会社（現在は、B株式会社）C営業所に勤務した期間について厚生年金保険に加入していない旨の通知を受けた。同社には在学中の高等学校の先生の紹介で昭和 34 年 3 月 20 日に入社した。同社は、36 年にB株式会社D支店に合併されE係長として移籍したが、勤務に空白は無く、給与も継続して支給されていた。厚生年金保険被保険者資格取得日が同年 8 月 21 日になっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間において、A株式会社C営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、A株式会社C営業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該事業所に同時期に勤務していたとする同僚は「自分の厚生年金保険被保険者記録も昭和 36 年 8 月 21 日からである。当時は、厚生年金保険や失業保険等に関心がなく、給料の額が多ければよいと思っていたので保険料が控除されていたかどうか気にしていなかった。厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びB株式会社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人を含め 8 人に対し 36 年 8 月 21 日付けで新規の厚生年金被保険者記号番号が付番されていることが確認できる。

さらに、B株式会社の事業主は「当社は、昭和 36 年 6 月 1 日にA株式会社と合併したが、合併契約書に明記されているとおり、同社の従業員は新規採用として引き継いだ。したがって、同社C営業所における申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除の有無については不明である。」と回答している。

加えて、当該事業所から提出された申立人に係る従業員カードに記載されている入社年月日と厚生年金保険被保険者記録の資格取得日は一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月1日から51年7月1日まで
② 昭和52年12月31日から53年2月21日まで

昭和51年2月1日から55年5月31日までA株式会社に専務取締役として継続勤務した。しかし、このうち入社時の51年2月1日から同年7月1日までの期間及び52年12月31日から53年2月21日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和51年2月1日にA株式会社に入社後継続勤務しており、同日から厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は同年7月1日であることが確認できる。

また、A株式会社は記録を保存しておらず、申立人の入社日及び厚生年金保険料の控除、納付については不明と回答している。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和51年7月1日において被保険者である者全5人に問い合わせ全員から回答を得たが、一人は申立人の子であることが確認できるところ、申立期間においては学生であり同社に正社員として勤務したことはないと供述している上、もう一人は事業主宅の家事手伝いと回答しているところ、同社においては週数回程度の清掃作業をしており勤務していた自覚はないと供述していることから、当時同社において勤務実態のある被保険者は3人であることがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和51年2月1日から55年5月31日までA株式会社に専務取締役として継続勤務しており、途中退職したことはないと主張しているが、同社は当時の記録を保存しておらず、申立人の勤務状況、厚生年金保険に係る届出並びに保険料の控除及び納付については不明と回答している。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和53年1月18日付けの被保険者資格喪失届の受付及び健康保険証の返納の記録が確認できる上、当該記録は申立人の子の記録と同一であることが確認できる。

さらに、同名簿において、申立人と同時期に被保険者であった者のうち勤務実態のある者が、事業主及び事業主の夫のみであり、申立人の勤務状況及び保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月初めから 34 年 6 月末日ころまで
昭和 33 年 12 月初めから 34 年 6 月末日ころまで、A社で季節労働者としてBの仕事をしていた。毎月 15 日に内金として半月分を支給され、月末に残金を受け取っていたが、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間当時においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人がA社の従業員は 30 人くらいと供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、事業主以外の従業員は例年、冬季（11 月ころから 3 月ころまで）に厚生年金保険に新規に資格を取得し、翌年 8 月までにはほぼすべて資格喪失しており、昭和 33 年 11 月から 34 年 4 月までに新規取得した従業員は 13 人、34 年 11 月から 35 年 5 月 1 日までに新規取得した従業員は 9 人である。

また、申立期間直前の申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日において、申立人は、国民健康保険に加入している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に欠番は無く、申立人の記録は無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、A社は昭和 48 年 6 月に解散しており、事業主は故人のため、厚生年金保険加入状況について供述を得ることができないほか、申立期間に厚生年金保険記録のある同僚も、故人又は連絡先不明のため、供述を得

ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 5 日から 38 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 37 年 3 月に A 株式会社に入社し、その後、事業所名は B 有限会社となったが、39 年 1 月まで継続して勤務していたにもかかわらず申立期間の記録が無い。一緒に勤務した同僚もいるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の役員宅と一緒に下宿した同僚二人は、申立人が A 株式会社及び B 有限会社に勤務していたと供述していることから、申立人が期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B 有限会社の商業登記簿謄本で役員であったことが確認できる当該下宿人の大家であり、業務上 C 職であったとされた者及び下宿人 3 人を含む同じ業務に従事した同僚 4 人についても申立期間において厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、一緒に下宿した同僚の一人は、「給料は下宿に帰ってから、C 職が再計算した後受け取っていたが、社会保険料は引かれた月、引かれない月があつてよく分からなかった」と供述している。

さらに、適用事業所名簿によると、A 株式会社は昭和 38 年 2 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、新たに設立された B 有限会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 10 月 1 日である。なお、A 株式会社の共同出資者であり、B 有限会社設立時の代表取締役であった者が同年 3 月から同年 9 月まで国民年金の被保険者であったことが確認できる。

加えて、A 株式会社及び B 有限会社は既に解散しており、事業主及び役

員もすべて故人のため、厚生年金保険の加入状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。